

令和元年 第 10 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年 10 月 30 日 (水) 午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 1 階第 2 会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第24号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1件
議第25号	農地の利用変更届について	1件
報第16号	農地法第 5 条届出における公売・競売買受適格者証明願専決受理の報告について	2件
報第17号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	1件
報第18号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	9件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	欠席

13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	

議長 ただいまより、令和元年第10回農業委員会総会を開会する。
 本日は12番奥村優子委員から欠席の連絡を受けているので16名中15名の出席。
 従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席がある
 ので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員
 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、9番 伊藤明石 委員、11番 坂崎一良 委員の両名を議事録
 署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申
 請に対する意見について」を上程する。議第24号について事務局から説明を願
 う。

事務局 申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■市■■■■■■■■番地の
 ■、■■■■。譲受人、■■市■■■■■■■■丁目■番地、■■■。土地は
 姫町7丁目■■番■、田、現況雑種地、115㎡。転用目的はアパート駐車場。
 現況は駐車場になっています。譲受人は、アパートを含む隣接地を所有してい
 ます。平成20年頃から駐車場として使用していたため始末書提出。

議長 それでは議第24号について、地元委員から意見があれば発言願う。

2番 現地は以前から駐車場になっていた。周囲の排水もきちんとしているため
 問題はない。

議長 何か発言はないか。他に発言がないので、議第24号について採決を行う。

議第 24 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 24 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 25 号「農地の利用変更届について」を上程する。議第 25 号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号 1 申請人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■。土地は生田町 6 丁目■■番、田、490 m²、■■番、田、335 m²。変更目的は果実木として利用。変更年月日は令和 2 年 5 月 31 日。申請人が高齢で稲作が難しくなったため、現在は保全管理をしている。周辺農地への影響は見受けられませんでした。

議長 それでは議第 25 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

13 番 現地及び申請人宅訪問した。農地としてきれいに管理されている。申請人は 82 歳と高齢で、稲作をしていけないということで、変更しても問題はない。

議長 何か発言はないか。他に発言がないので、議第 25 号について採決を行う。議第 25 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 25 号は承認することに決定する。

次に、報告事項に入る。報第 16 号「農地法第 5 条届出における公売・競売買受適格者証明願専決受理の報告について」を上程する。報第 16 号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号 1 申請人、愛知県春日井市陣屋町字御手洗 2298 番地 673、学校法人大和学園。申請地は市之倉町 3 丁目■番、畑、105 m²、■■番、田、148 m²、■■番、畑、99 m²、■■番、畑、135 m²。所有者は■■■市■■町■丁目■番地、■■■■。多治見地方裁判所で、令和元年 8 月 14 日付事件番号平成 30 年（ケ）第 17 号の競売にあたる土地の買受適格者として証明願

の届出。この他関連する土地の競売参加を予定しているが、農地である土地について申請されたもの。転用目的は貸駐車場として利用予定。現況はすでに農地でなくなっている。

議長 報第 16 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 16 号の報告を終了する。

次に、報第 17 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 17 号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号 1 申請人、■■市■■■■■■■■■■番地の■、■■■■■
■。土地は平井町 1 丁目■■番■、田、現況宅地、309 m²。転用目的は診療所。平成 31 年 3 月 1 日に一般個人住宅にて 5 条届出があったが、診療所を建築されたため、改めて 4 条申請を提出された。建築済であるため、始末書を提出。転用目的の相違が分かったのは、建物登記の用途を診療所として登記申請され、法務局からの照会があったため。現況としても、一般個人住宅にしては駐車場が広がっている。

議長 報第 17 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 17 号の報告を終了する。

次に、報第 18 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を上程する。報第 18 号について事務局より説明を願う。

事務局 9 件

申請番号 1 賃貸借権。賃貸人一人目、■■■市■■■町■丁目■■番地の■、■■■■■。土地は小名田町 1 丁目■■番■、畑、746 m²。二人目、■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■■■。土地は小名田町 1 丁目■■番地の■、畑、931 m²。2 筆で 1,677 m²。賃借人、東京都品川区大崎一丁目 11 番地の 2、株式会社ローソン。転用目的はコンビニエン

ストア。境界にはコンクリート擁壁を設けることになっている。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■市■■■■番地の■、■■■
■。譲受人、多治見市宝町 10 丁目 72 番地の 3、ひかりハウジング株式
会社。土地は平井町 2 丁目■■■番■、135 m²、■■■番■、271 m²、
■■■番■、135 m²、合計 541 m²。地目はいずれも田、現況宅地。転用
目的は 2 棟の宅地分譲。昭和 43 年 12 月 23 日に住宅及び作業場にて 5
条許可済。古い写真には建物が確認される。建物は現存しないが石垣
があり、宅地であった形跡がある。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■県■■■市■■町■■■番地の
■■■、■■■■外 2 名。譲受人、■■県■■市■■町■■丁目■■
番地の■■、■■■■。土地は市之倉町 10 丁目■■■番、田、95 m²。
■■■番、田、102 m²。転用目的は自己住宅、隣接の■■■番と一体利
用する。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■■番地、■■■
■。譲受人、■■■市■■町■■■番地、■■■■。土地は笠原町
森下■■■番の■、宅地、161 m²。■■■番、宅地、76 m²。計 237
m²。転用目的は倉庫。昭和 28 年頃から倉庫の賃貸借があり、始末書を
提出。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■■番地、■
■■■■。譲受人、■■■市■■町■丁目■番地■、■■■■。土
地は美坂町 7 丁目■番■、畑、126 m²。転用目的は露店駐車場。譲受人
が隣接地に居住しており、一体利用する。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■市■町■■丁目■■番地、■
■■■■、成年後見人■■■■。譲受人、■■■市■■町■丁目■■
番地、■■■■。土地は赤坂町 2 丁目■■番■、田、441 m²。赤坂町 2
丁目■■番■、田、653 m²。転用目的は残土等の資材置場。譲受人は水
道工事業者。土砂流出防止のコンクリート擁壁をつくる。

申請番号 7 所有権移転。譲受人、■■■市■■町■丁目■■■番地の
■、■■■■。譲受人、同じく■■■市■■町■丁目■■■番地の■、
■■■。土地は池田町 7 丁目■■■番■、畑、153 m²、■■■番■、畑、
142 m²、■■■番■、畑、142 m²、■■■番■、畑、142 m²、■■■番
■、畑、142 m²、計 5 筆、721 m²。転用目的は自己住宅。接道道路は幅
2.3m で普通車の通行がやっとです。既に植栽の伐採等が行われていま
した。

申請番号 8 所有権移転。譲渡人、■■市■■町■■■■番地の■、
■■■■。譲受人、■■■市■■町■丁目■■番地の■■、■■■■

■外 1 名。土地は喜多町 1 丁目■■番地の■、田、38 m²。転用目的は住宅敷地の一部。以前に申請地北側の宅地でも同様の転用届出がされている。

申請番号 9 所有権移転。譲受人、多治見市■■町■丁目■■番地、■■■外 2 名。譲受人、多治見市平和町 7 丁目 53 番地の 1、株式会社イスト。土地は平和町 7 丁目■■番、畑、495 m²。転用目的は駐車場。隣接に譲受人の事業所があり、県道と高さを合わせて 11 台分利用、境界はコンクリート擁壁を設置する。水路への影響は見受けられない。

議長 報第 18 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 18 号の報告を終了する。

議長 本日の議案は以上をもって終了する。

その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は 11 月 27 日水曜日の午後 2 時 00 分から。場所は本庁舎 1 階第 2 会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和元年 10 月 30 日

議事録署名

9 番

11 番

議長